

全体の消防計画

防火対象物の形態等に応じて、内容の変更、追記又は削除してください。

第1章 総則

第1節 計画の目的及び適用範囲等

(目的)

第1条 この計画は、消防法第8条の2第1項に基づき、(〇〇ビル) 全体の防火管理についての必要な事項を定め、火災の予防及び火災、地震、その他の災害（以下「火災等」という。）による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この計画に定めた事項については、次の者及び部分に適用する。

- (1) (〇〇ビル) 内に勤務し、出入りするすべての者
 - (2) (〇〇ビル) の防火管理上必要な業務（以下「防火管理業務」という。）を受託している者
- 2 この計画を適用する場所の範囲は、本建物及び敷地内のすべてとする。

(管理権原の及ぶ範囲)

第3条 管理権原の及ぶ範囲は、別図1のとおりとする。

なお、管理権原ごとの消防計画においてもその範囲を明記するものとする。

- 2 各管理権原者は、管理権原ごとに防火管理の実態を把握するとともに、防火管理者に防火管理業務を適切に行わせなければならない。

第2節 管理権原者の責務等

(管理権原者の責務)

第4条 各管理権原者は、この計画を遵守し、建物全体についての安全性を高めるように努めなければならない。

2 各管理権原者は、次の事項について責務を有する。

- (1) 管理権原者間の協議により、統括防火管理者を選任又は解任すること。
- (2) 統括防火管理者に建物全体についての消防計画の作成その他建物全体についての防火管理業務を行わせること。
- (3) 統括防火管理者を選任（解任）した場合、遅滞なく(広島市〇〇消防署長)へ届け出ること。
- (4) 統括防火管理者の届出等の(広島市〇〇消防署長)との連絡など防火管理上必要な事項を行うとともに、相互に意思の疎通を図り、建物全体の安全性の確保に努めること。
- (5) 建物全体についての防火管理業務の実施体制を確立し、維持すること。
- (6) 火災等が発生した場合、自衛消防活動の全般についての責任を共同して負うこと。
- (7) 火災等の発生の情報を受けた場合、自衛消防本部の設置を自衛消防隊長に指示すること。
- (8) 一部委託した防火管理業務が確実に遵守されるように相互に協力すること。

(防火管理業務の委託)

第5条 建物全体に係る防火管理業務の一部について、別表1「防火管理業務委託状況表」のとおり委託する。

- 2 建物全体について、防火管理業務の一部を受託する者（以下「受託者」という。）は、この計画の定めるところにより、管理権原者、統括防火管理者、防火管理者及び自衛消防隊長の指示、指揮命令の下に適正に業務を実施する。
- 3 受託者は、受託した防火管理業務に基づく活動内容について、定期的に統括防火管理者に報告する。

第3節 統括防火管理者・防火管理者等の責務等

(統括防火管理者の責務)

第6条 統括防火管理者は、次の事項について責務を有する。

- (1) 建物全体についての消防計画の作成又は変更。
 - (2) 建物全体についての消防計画に基づく消火、通報及び避難誘導などの訓練の定期的な実施。
 - (3) 廊下、階段、避難口、安全区画、防煙区画その他の避難施設の維持管理。
 - (4) 火災等が発生した場合における建物全体についての自衛消防活動。
 - (5) 火災等の発生時の消防隊に対する必要な情報提供等。
 - (6) 建物全体についての消防計画の各管理権原者への周知。
 - (7) その他防火管理上必要と認める事項。
- 2 統括防火管理者は、建物全体についての防火管理上必要な業務を行う場合、各事業所の防火管理者に対して必要な事項を指示することができる。
- 3 統括防火管理者は、全体の消防計画の届出、その他消防機関に対する報告及び防火管理業務に関する記録等を保管しなければならない。
- 4 統括防火管理者は、**別表2**「防火対象物実態把握表」により建物の実態を把握するとともに、各事業所の防火管理者と相互の連絡を保ち、建物全体の安全性の確保に努めなければならない。

(防火管理者の責務)

第7条 各事業所の防火管理者は、統括防火管理者の指示、命令を遵守するとともに、次に掲げる防火管理上必要な事項について統括防火管理者に報告する。

- (1) 防火管理者として選任(解任)されたとき
 - (2) 消防計画を作成又は変更するとき
 - (3) 統括防火管理者から指示、命令された事項の結果
 - (4) 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検を実施するとき
 - (5) 用途及び消防用設備等・特殊消防用設備等を変更するとき
 - (6) 内装の改修などの工事を行うとき
 - (7) 大量の可燃物の搬入・搬出又は危険物及び引火性物品を貯蔵・取り扱うとき
 - (8) 臨時に火気を使用するとき
 - (9) 火気を使用する設備器具(以下「火気使用設備器具」という。)又は電気設備の新設、移設、改修等を行うとき
 - (10) 消防計画に定める消防機関への報告及び届出を行うとき
 - (11) 防火上の建物構造の不備や消防設備等の不備欠陥が発見されたとき及びそれらを改修するとき
 - (12) 防火管理業務の一部を委託するとき
 - (13) 催物を開催するとき
 - (14) 消防計画に定めた訓練を実施するとき
 - (15) その他防火管理上必要な事項
- 2 各事業所の防火管理者は、この計画と整合を図り、事業所ごとに消防計画を作成し、防火管理業務を行わなければならない。
- 3 各事業所の防火管理者は、他の防火管理者と相互に連携を保ち、協力して防火管理業務を推進する。

第2章 火災予防事項

第1節 予防管理

(防火管理状況の把握)

第8条 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等と連携を図り、建物全体の防火管理業務に必要な実態を別表3「予防管理表」により調査して全体を把握するものとする。

(点検・検査)

第9条 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、次による。

(1) 防火対象物の法定点検

ア 防火対象物の法定点検は、(各管理権原者) の管理部分については (各管理権原者) の責任により行う。

イ 統括防火管理者及び当該事業所の防火管理者は、法定点検に立ち会う。

(2) 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

ア 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、(各管理権原者) の責任により行う。

ただし、事業所が独自に設置した消防用設備等・特殊消防用設備等は、当該設置事業所の責任により行う。

イ 消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検は、資格者又は点検設備業者に委託して (○月と○月) の年2回実施する。

ウ 統括防火管理者及び当該事業所の防火管理者は、法定点検に立ち会う。

2 消防用設備等・特殊消防用設備等及び防火・避難施設等の自主点検は、次による。

(1) 消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検

ア 各事業所の占有部分に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等の自主点検については、各事業所の消防計画の定めるところにより行うものとする。

イ 統括防火管理者は、消防用設備等に特例が適用されている場合の特例適用条件の適否についても合わせて点検を実施しなければならない。

(2) 防火・避難施設等の自主検査等

ア 建物、避難施設、防火設備、排煙施設(設備)及び火気使用設備器具等の、各事業所の占有部分の自主検査については、各事業所の消防計画の定めにより行うものとする。

なお、各事業所の占有部分の自主検査の実施範囲には、各事業所が日常使用する廊下、階段等の避難上必要な施設を含めるものとする。

(不備欠陥個所の改善)

第10条 防火対象物、消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・避難施設等の法定点検・検査及び自主点検・検査を実施した結果、不備欠陥又は改善する事項がある場合、各管理権原者の責任の範囲により統括防火管理者又は防火管理者が改善計画を策定する。

2 防火対象物、消防用設備等・特殊消防用設備等、防火・避難施設等の法定点検・検査及び自主点検・検査で発見された不備欠陥個所の改善等は、改善計画に基づき各管理権原者の責任の範囲により行う。

(工事中の安全対策)

第11条 建物内の消防用設備等の改修工事、用途変更及び催物の開催など不定期に行われる工事等において、関係法令の適合の確認や工事中の火気管理等の確認など防火上の安全対策に関する事項は、建物全体の消防計画に定める事項を遵守するとともに、共用部分については統括防火管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火管理者が工事中の安全対策を策定する。

2 統括防火管理者は、複数の事業所にわたる増築、模様替え等の工事が行われる場合、当該工事を行う各事業所の防火管理者で協議し「工事中の消防計画」を届出させるものとする。

3 統括防火管理者又は防火管理者は、各事業所が行う用途変更・間仕切変更・内装等の変更工事等又は催物の開催など不定期に行われる工事に関し必要に応じて、工事・催物等の計画内容等の確認や現場確認を行い、関係法令の適合確認や火気管理等の防火安全上の確認を行うものとする。

(内装制限等の遵守)

- 第12条 本建物において改修等で使用する内装材は、関係法令で定める仕様以上としなければならない。
- 2 本建物で使用するカーテン、じゅうたん等は、防災物品としなければならない。ただし共同住宅部分を除く。

(避難経路図の掲示)

- 第13条 各防火管理者は、各管理部分において、人命の安全を確保するため見やすい場所に廊下、階段、避難口、安全区画、防災区画の案内に関する掲示をすることとする。

(定員・収容人員の管理)

- 第14条 統括防火管理者は、本建物内で催物等により共用部分等において臨時に混雑が予想される場合は、あらかじめ、入場制限等の措置を講じるとともに避難経路の確保や避難誘導員の配置等の必要な措置を行う。
- 2 各事業所の防火管理者は、用途区分ごとに定められた定員を遵守するとともに、定員を超えるような混雑が予想される場合は、掲示板、案内板、放送等により入場制限を行うものとする。

(休日・夜間等の防火管理体制)

- 第15条 統括防火管理者は、休日・夜間等の建物内の状況を把握し、**別表7**「休日・夜間等の防火管理体制」の防火管理体制により対応するものとする。
- 2 各事業所の防火管理者は、消防計画に事業所の休日・夜間等における防火管理体制について定めるとともに、特異事項については統括防火管理者に報告する。

(関係機関との連絡)

- 第16条 統括防火管理者は、各種報告・届出及び自衛消防訓練等について(広島市〇〇消防署)に事前の連絡、相談を十分に行い、防火管理業務の適正な遂行に努める。

(防火管理維持台帳への記録)

- 第17条 統括防火管理者は、建物全体(各事業所の占有部分を除く。)についての防火管理業務の実施結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめ、防火管理維持台帳に編冊・整理及び保管しておく。
- 2 各事業所の防火管理者は、事業所の占有部分の防火管理業務の実施結果及び防火管理業務に必要な書類等を取りまとめて、防火管理維持台帳に編冊・整理及び保管しておく。

第2節 出火防止の管理

(出火防止対策)

- 第18条 建物全体についての火気使用設備器具等、喫煙管理及び放火防止対策など出火防止に関する事項は、この計画に定める対策を遵守するとともに、共用部分については統括防火管理者、事業所の占有部分については各事業所の防火管理者が責任を持って行うものとし、各事業所の消防計画に定めるものとする。

(従業員等の遵守事項)

- 第19条 本建物内の従業員等が火気を使用する場合及び防火・避難施設に対する遵守事項については、各事業所の消防計画によるものとする。

(放火防止対策)

- 第20条 統括防火管理者は、放火防止対策について各事業所が消防計画に定めるもののほか、次の対策を推進する。
- (1) 死角となりやすい通路、階段室、洗面所等に可燃部を置かない。
 - (2) 物置、ゴミ集積所等の施錠管理を徹底する。
 - (3) 階段室、トイレ等死角となる場所の挙動不審者の監視を行う。
 - (4) 監視カメラ等による死角の解消及び死角となる場所の不定期な巡回監視を行う。

(5) 夜間通用口における入館者のチェックを徹底する。

(危険物品の管理)

第21条 本建物内へは、不必要な危険物品の持ち込みを禁止とする。

2 危険物品を持ち込む場合は、次の事項を遵守し、安全管理を行うものとする。

- (1) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、火気を使用しないこと。
- (2) 危険物を貯蔵し又は取り扱う場所においては、常に整理・清掃を行うとともに、みだりに不必要なものを置かないこと。
- (3) 危険物が漏れ、溢れ又は飛散しないようにすること。
- (4) 指定可燃物及び高圧ガス等の危険物品については、それぞれの関係法令に基づき貯蔵し、取り扱うこと。
- (5) 定期的に点検し、その結果を記録保存し、その結果を安全管理に活用すること。
- (6) 貯蔵し、又は取り扱う危険物品の種類及び数量に応じて、消防機関へ必要な届出又は申請を行うこと。

第3節 避難施設等の管理

(防火・避難施設等に対する管理及び遵守事項)

第22条 統括防火管理者は、避難施設及び防火設備の機能を有効に保持するため、次の事項を徹底する。

- (1) 避難通路、避難口、廊下、階段その他の避難施設
 - ア 避難の障害となる設備を設け又は物品を置かないこと。
 - イ 床面は、避難に際し、つまづき、すべり等を生じないように維持管理すること。
 - ウ 避難口等に設ける扉は、容易に解錠し開放できるものとし、開放した場合は廊下、階段等の幅員を有効に保持すること。
- (2) 火災の延焼を防止するための防火設備
 - ア 防火戸や防火シャッターは、常時閉鎖できるようにその機能を有効に保持し閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
 - イ 防火戸や防火シャッターの開閉位置と他の部分とを色分けしておくこと。
 - ウ 防火戸や防火シャッターに近接して延焼の媒体となる可燃性物品を置かないこと。
- 2 事業所の廊下、階段、避難口、避難通路、安全区画及び防煙区画の確保など避難上必要な施設等の維持管理に関する事項は、各事業所の消防計画に定めるものとする。
- 3 事業所の防火管理者は、避難施設、防火設備の役割を従業員に十分認識させるとともに、定期的に点検、検査を実施し、施設、設備の機能確保に努めるものとする。

第3章 災害活動事項

第1節 自衛消防の組織の編成と任務

(自衛消防の組織の編成等)

第23条 火災等による人的又は物的な被害を最小限にとどめるため、自衛消防の組織の本部を(〇〇〇(場所))に設置し活動拠点とするとともに建物全体についての共同の自衛消防の組織を編成する。

- 2 自衛消防の組織は、別表6「自衛消防隊の編成表」のとおりとし、自衛消防隊長が統括指揮する。
- 3 自衛消防の組織には、本部隊及び地区隊を編成するものとする。
- 4 本部隊には、指揮班、通報連絡(情報)班、初期消火班、避難誘導班等を置き、各班には班長を置く。各班に必要な人員は各事業所が分担する。
- 5 地区隊は、各事業所の自衛消防の組織をもって編成し、その組織及び任務は、各事業所の消防計画に定める。
- 6 自衛消防隊長は、情報の収集及び地区隊長の報告等により、自衛消防活動の開始を決定する。
- 7 自衛消防隊長は、消防機関が到着したときは、自衛消防の組織の活動状況、被災状況の情報等を提供するとともに消防機関の協力を行うものとする。
- 8 自衛消防の組織には、自衛消防隊長が不在時の任務の代行者(以下「自衛消防隊長の代行者」という。)を定める。また、自衛消防隊長の代行者は自衛消防隊長を補佐し、自衛消防隊長に事故あるとき又は不在のときは、その職務を代理する。

(自衛消防組織の活動範囲)

第24条 自衛消防の組織の活動範囲は、(〇〇〇)及び敷地全体とする。

- 2 前項に関わらず隣接する建物等からの火災により本建物に延焼の危険がある場合は、本建物に設置されている消防用設備等・特殊消防用設備等を有効に活用できる範囲内において、自衛消防隊長の判断に基づき活動する。

(本部隊の任務)

第25条 本部隊は、火災発生時における初動対応及び全体の統制を行うものとする。

- 2 本部隊の各班は、別表6に基づき活動を行うものとする。
- 3 自衛消防隊長は、地区隊長が不在となった区域で火災等が発生した場合、現場に駆け付ける現場員のうち1名を指揮担当に指定し、その他の現場員の活動の指揮にあたらせる。
- 4 現場員は、隊長が不在となった区域で火災等が発生した場合、指揮担当の指揮下で情報収集、初期消火、避難誘導等の任務にあたる。

(地区隊の任務)

第26条 地区隊は、当該地区隊の管理する区域内の火災等においては、当該地区隊長の指揮のもとに別表6に定める地区隊の任務を行うものとし、その活動は各事業所の消防計画に定める。

- 2 火災等発生場所を管理する当該地区隊以外の地区隊の活動は、自衛消防隊長の命令により行うものとする。

(自衛消防の組織の体制)

第27条 自衛消防隊長は、自衛消防の組織を勤務体制の変動に合わせ柔軟に編成替えを行うとともに、従業員等に割り当てた任務の周知徹底を図るものとする。

自衛消防隊長は、自衛消防の組織の基本編成による活動では困難と認められる場合は、本部隊・地区隊の各班の人員を増強又は移動するなどの対応により、効果的な自衛消防活動を行うものとする。

- 2 休日・夜間等における自衛消防活動体制は、別表7によるものとし、火災等が発生した場合は、次の措置を行うものとする。
 - (1) 火災を覚知した場合は、直ちに消防機関へ通報後、初期消火活動を行うとともに、建物内の残留者等に火災の発生を知らせ、自衛消防隊長(統括防火管理者)、各事業所の防火管理者等の関係者に別に定める緊急連絡網により連絡する。

(2) 消防隊に対しては、火災発見の状況、延焼状況等の情報及び資料等を提供するとともに、火災現場への誘導を行う。

(自衛消防の組織の装備)

第28条 自衛消防活動要員等に必要な装備品等は、**別表8**「自衛消防活動等装備品リスト」に定める。

2 本部隊の装備品は、(〇〇〇〇〇 (場所)) に保管し、点検を行い常時使用できるよる維持管理するものとする。

3 地区隊の装備品は、各事業所の消防計画に定める。

第2節 火災時の活動

(火災発見時の措置)

第29条 火災の発見者等は、広島市消防局(119番)への通報及び本部隊(TEL: 〇〇〇-〇〇〇〇)に出火の場所、状況等を通報するとともに周囲に火災の発生を知らせるものとする。

2 (〇〇ビル) の勤務員は、火災を確認後直ちに広島市消防局(119番)へ通報するとともに、自衛消防隊長に報告し、必要に応じて放送設備を活用し周知する。

(通報連絡)

第30条 本部隊の通報連絡(情報)班は、次の活動を行うものとする。

(1) 現場確認者等から火災発生の連絡を受けた時は、直ちに広島市消防局(119番)へ通報する。

(2) 火災発生確認後、避難が必要な在館者へ避難のための放送を行う。

(3) 自衛消防隊長、地区隊長及び関係者への火災発生の伝達を行う。

(4) 避難が必要な階以外の階への火災発生及び延焼状況の連絡を行う。

(5) 情報収集内容の記録

2 地区隊の通報連絡(情報)担当は、次の活動を行うものとする。

(1) 出火場所、火災規模、燃えている物、延焼危険の確認

(2) 逃げ遅れ者、負傷者の有無及び状況の確認

(3) 消火活動状況、活動人員の確認

(4) 防火区画の形状況の確認

(5) 危険物品等の有無の確認

(6) 前(1)~(5)の自衛消防隊長及び地区隊長への報告

(7) 情報集内容の記録

(消火活動)

第31条 本部隊の初期消火班は、地区隊と協力し消火器又は屋内消火栓設備を活用して初期消火を行うとともに、防火戸、防火シャッター等を閉鎖し、火災の拡大防止にあたる。

2 地区隊の消火活動は、初動措置に主眼を置いて活動する。

なお、自己地区隊の担当区域外で発生した場合は、必要に応じて火災発生場所の地区隊に協力する。

(避難誘導)

第32条 本部隊の避難誘導班は、地区隊と協力し出火階及びその直上階を優先して避難誘導するものとする。

2 エレベーター・エスカレーターによる避難は、原則として行わないものとする。

3 避難誘導班は、非常口、階段室前及び行き止まり通路等に位置する。

また、館内に入る者が無いよう万全を期するものとする。

4 避難誘導の開始の指示命令は、自衛消防隊長が出火場所、火災の程度、消火活動状況等を総合的に判断し迅速に行うものとする。

5 避難誘導に当たっては、携帯拡声器、懐中電灯、警笛、ロープ等を用いて避難者に避難方向や火災の状況を知らせ、パニック防止に留意して避難させるものとする。

また、障害者や外国人等の避難困難者については、担当者を指定し避難させるものとする。

6 避難放送に当たっては、落ち着いた口調で2回程度繰り返して行い、パニック防止に努めるもの

とする。なお、必要に応じて鼻や口をハンカチ等で覆い、姿勢を低くする等の避難要領を伝えること。

- 7 負傷者及び逃げ遅れ者等について情報を得たときは、直ちに自衛消防本部（防災センター等）に連絡しなければならない。
- 8 避難終了後、人員点呼を行い逃げ遅れた者の有無を確認し、自衛消防本部（防災センター等）に報告するものとする。
- 9 地区隊の避難誘導担当は、担当地区の避難者に対し前各項に従い誘導にあたるものとする。

（安全防護）

- 第33条 本部隊・地区隊の安全防護班は、火災が発生した場合、相互に協力して防火戸、防火シャッター、防火ダンパー等を閉鎖する。
- 2 出火階の防火戸及び防火シャッターは、他の階に優先して閉鎖する。この場合、自動閉鎖式の防火戸であっても自動閉鎖を待つことなく手動で速やかに閉鎖する。
 - 3 空調設備は、空調ダクトに火・煙が流入し、煙の拡散等により危険性が拡大するので、原則として停止することとする。
 - 4 危険物等の消防活動に支障となる物件が、火災発生の現場近くにある場合は、できるだけ速やかに除去するものとする。
 - 5 エレベーター及びエスカレーターは、昇降路が煙道となる危険があるため、原則として停止するものとする。

（救出救護）

- 第34条 本部隊の応急救護班は、救護所を消防隊の活動の支障のない安全な場所に設置するものとする。
- 2 本部隊・地区隊の応急救護班員は、相互に協力して負傷者の応急手当を行い救急隊と連絡をとり病院に搬送できるように適切な対応を行うものとする。
 - 3 応急救護班は、負傷者の所属する事業所名、氏名、年齢及び負傷箇所等必要な事項を記録するものとする。
 - 4 応急救護班は、逃げ遅れた者の情報を得た場合は、現場に急行し安全な区画等へ救出するものとする。

（消防機関への情報提供等）

- 第35条 本部隊は、消防機関の活動が効果的に行われるよう、次の情報提供等を行うものとする。
- (1) 自衛消防の組織の活動状況
 - (2) 消防隊の進入路及び特殊車両の停車位置の確保
 - (3) 火災現場への誘導
 - (4) 出火場所、延焼範囲、逃げ遅れ者の有無、避難誘導状況、消防活動上支障となるものの有無などの情報提供
 - (5) 自衛消防本部等の設置場所

第3節 地震時の活動

（発生時の初期対応）

- 第36条 地震発生時は、身の安全を確保し、揺れがおさまった後、自衛消防隊長は建物全体の被害状況を把握し、館内放送等により在館者等に情報を提供する。
- 2 地区隊長は、被害の状況や火気使用設備器具などの点検結果を自衛消防隊長に報告する。
 - 3 初期情報の収集と管理
 - (1) 自衛消防本部（防災センター等）は、被害状況等の情報を一元化し収集・管理する。
 - (2) （〇〇ビル）の勤務員及び居住者は、気象庁が発表する地震情報、津波情報及び緊急地震速報等の情報収集を行う。
 - 4 出火防止
 - (1) 火気使用設備器具の直近にいる者は揺れを感じたとき又は大きな揺れがおさまった後、電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。

- (2) 二次災害の発生を防止するため、火気使用設備器具、危険物施設等について点検を実施し出火防止に努める。

(緊急地震速報受信時の対応)

第37条 (〇〇ビル) の勤務員は、緊急地震速報を受信した場合は、次の活動を行うとともに統括防火管理者（自衛消防隊長）に報告する。

- (1) 避難口等及び防火戸等の電気錠を解錠し避難経路を確保する。
- (2) 人命の安全、被害の軽減及びパニックの発生防止のための在館者への緊急地震速報発表の放送等を行う。
- (3) 火気使用設備器具の担当者は、出火防止のため電源や燃料バルブ、ガスの元栓を遮断する。

(地震による出火防止への対応)

第38条 地震発生後の出火防止等は次によるものとする。

- (1) 地区隊長は、担当区域内の出火危険個所に初期消火担当を派遣し、早期発見・消火を行う。
- (2) 複数の出火箇所がある場合の消火活動は、避難経路となる場所を優先して行う。

(避難誘導)

第39条 自衛消防隊長は、地震が発生した場合、本建物の被害状況等に応じ避難開始の指示を判断する。

(避難上の留意事項)

第40条 自衛消防隊長は、地震時の避難については次によるものとする。

- (1) 避難誘導班へ指示し、在館者を所定の場所へ避難させる。
- (2) 収容物に挟まれた人または閉じ込められた人がある場合は、救出救護活動を指示する。
- (3) 防災関係機関から避難命令があった場合は、速やかに避難誘導を行うことを指示する。

(帰宅困難者対策)

第41条 帰宅困難者となるおそれのある当該建物内の関係者等に対する支援の確保及び情報の提供等については、各事業所の消防計画に定めるものとする。

第4節 南海トラフ地震に係る対応

[南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 推進地域]

第42条 統括管理者は、南海トラフ地震に伴う地震、津波に関する情報を覚知した場合は、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 本部隊の通報連絡（情報）班に地震及び津波に関する情報の収集にあたらせること。
 - (2) 南海トラフ地震が発生したことを各事業所の防火管理者に伝達するとともに、当該敷地内にその旨及び必要な措置について周知すること。
 - (3) 本部隊・地区隊の避難誘導班に、必要に応じて顧客等の避難誘導にあたらせること。
 - (4) 当該建物内の従業員等を津波等の被害から避難させるため、(〇階〇〇) に集合させる。
 - (5) 前号に掲げるほか、津波からの避難に支障のない範囲で、地震による被害の発生防止又は軽減を図るために必要な措置を行わせること。
- 2 従業員等は、南海トラフ地震に伴う津波警報等が発表されたとき又は地震が発生したことを覚知したときは、直ちに自衛消防隊長及び地区隊長にその旨を報告するものとする。

第4章 教育訓練

第1節 教育

(各管理権原者の取組み)

第43条 各管理権原者は、自らの防火管理に関する知識と認識を高めるため、防火に関するセミナー、建物全体で実施する講演会、自衛消防訓練等に参加し各管理権原者との情報交換を行い建物全体の安心・安全に努めるものとする。

2 各管理権原者は、事業所の防火管理者等及びその他の防火業務に従事する者の防火教育について計画的に実施し、防火意識と行動力の向上を図るものとする。

(防火管理者の教育)

第44条 統括防火管理者及び各事業所の防火管理者は、消防機関等が開催する各種講習会や研究会に参加し防火管理に係る知識・技術の向上に努める。

2 統括防火管理者は、各事業所の防火管理者等の防火意識の高揚のため講習会・研修会等を行う。

(従業員等の教育)

第45条 各事業所の従業員等に対する防火に関する教育は、各事業所の消防計画に定める。

第2節 訓練の実施

(従業員等の訓練)

第46条 統括防火管理者は、各事業所の従業員等を対象とし、火災等が発生した場合、迅速かつ的確な所定の行動ができるよう、次により訓練を定期的の実施するものとする。

(1) 総合訓練

(2) 部分訓練

ア 通報訓練

イ 消火訓練

ウ 避難訓練

エ その他安全防護訓練、救出救護訓練

(3) その他の訓練

ア 建物の平面図、配置図、設備図等を使用し、災害を想定した図上訓練

イ 自衛消防活動に供する設備機器及び装備等の取扱訓練

(4) 訓練の実施時期等

訓練の種別	実施時期	備 考
総合訓練	○月、○月	・ 通報、消火、避難の訓練の要素を取り入れた総合訓練を実施する。 ・ 地震を想定した訓練も合わせて実施する。
部分訓練等	○月、○月	必要に応じて、部分訓練等を実施する。

* 訓練は、訓練指導者を指定して実施するものとする。

(訓練時の安全対策)

第47条 統括防火管理者は、訓練時における訓練参加者の事故防止を図るため、訓練実施前、訓練実施中、訓練実施後に安全管理を実施するものとする。

(自衛消防訓練実施結果の検討)

第48条 統括防火管理者は、自衛消防訓練終了後に訓練検討会を開催する。

なお、検討会には、原則として訓練に参加した者が出席するものとする。

2 統括防火管理者は、別表9「自衛消防訓練実施結果記録書」に記録し、以後の訓練に反映させるものとする。

3 統括防火管理者は、訓練検討結果を基に防火管理委員会に報告するものとする。

(自衛消防訓練の事前通知)

第49条 統括防火管理者は、自衛消防訓練を実施しようとするときは、あらかじめ、別添の自衛消防訓練通知書により(広島市〇〇消防署)へ通報するものとし、実施日時、訓練内容・目的等について事業所の防火管理者等に周知徹底する。

雑 則

(経費の分担)

第50条 この計画に定める事業を行うときは、その都度協議して経費の分担を定める。

附 則

この計画は、 〇年 〇月 〇日から施行する。

防火管理業務委託状況表（例）

防火管理者の業務委託		(防火管理者の業務を第三者へ委託している場合)	
防火管理者の業務を委託した者の氏名及び住所等 (法人にあっては、名称及び主たる事業所の所在地)		氏名(名称)	
		代表取締役(氏名)	
		住所(所在地)	
		電話番号	
受託者の行う防火・防災管理業務の範囲および方法	常駐	<input type="checkbox"/> 出火防止業務(火気使用箇所の点検監視など) <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務 <input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報訓練 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他()	
		常駐場所	
		常駐人員	
	巡回	委託する防火対象物の区域	
		委託する時間帯	
		<input type="checkbox"/> 出火防止業務(火気使用箇所の点検監視など) <input type="checkbox"/> 避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理 <input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の監視・操作業務 <input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報連絡 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他()	
		<input type="checkbox"/> 自衛消防訓練指導 <input type="checkbox"/> その他()	
	遠隔	巡回回数	
		巡回人員	
		委託する防火対象物の区域	
		委託する時間帯	
方	通報登録番号		
	<input type="checkbox"/> 消防・防災設備等の遠隔監視・操作業務 <input type="checkbox"/> 火災、地震その他の災害等が発生した場合の自衛消防活動 <input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 通報訓練 <input type="checkbox"/> 避難誘導 <input type="checkbox"/> その他()		
	<input type="checkbox"/> その他()		
	現場確認要員の待機場所		
式	到着所要時間		
	委託する防火対象物の区域		
	委託する時間帯		

(備考) 受託者の行う防火管理業務の範囲については、該当する□に✓印を付する。

防火対象物実態把握表（例）

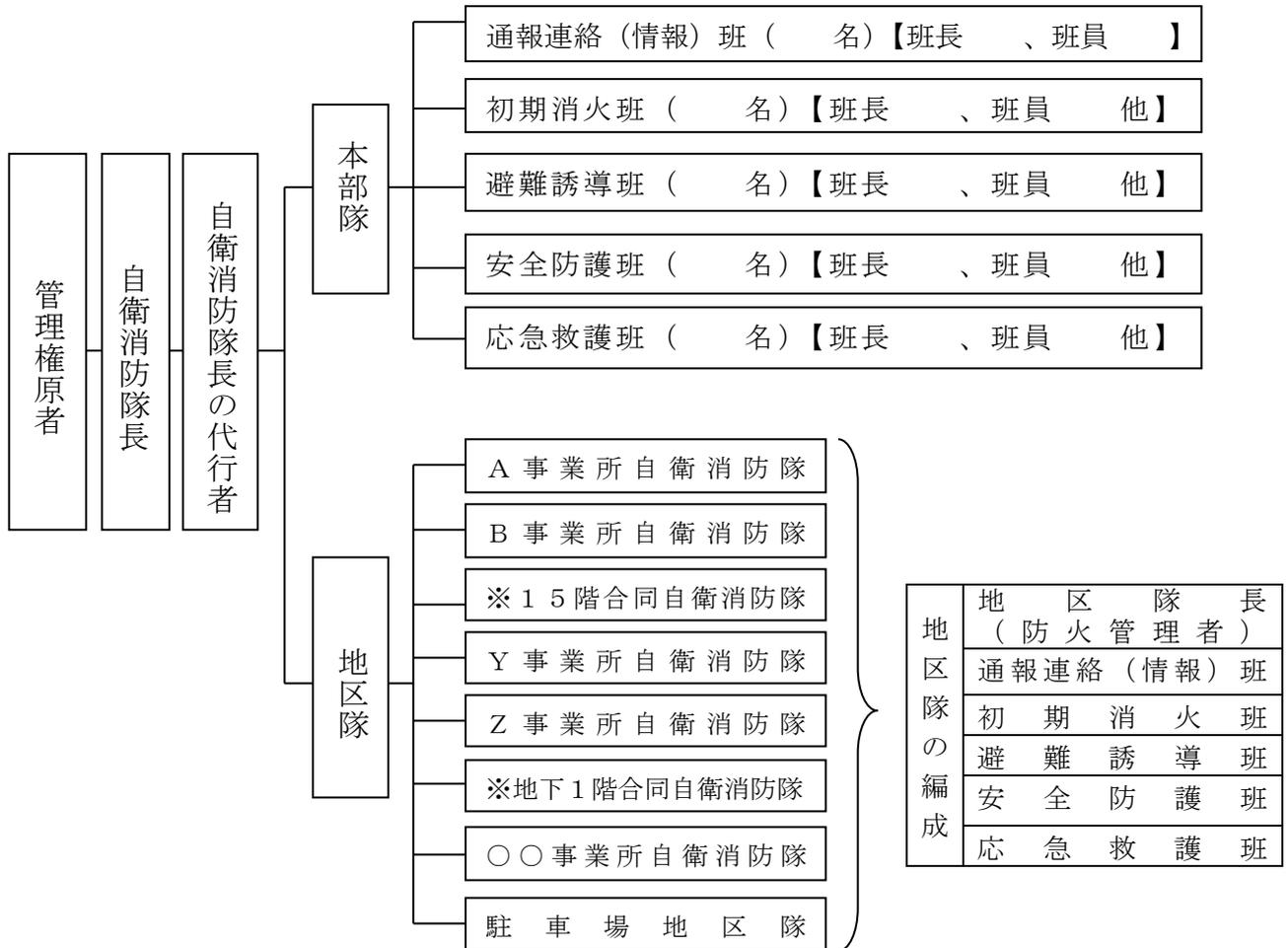
（ 年 月 日現在）

管理権原者 氏名 _____

統括防火管理者 氏名 _____

	項目	内容	項目	内容	
	防火対象物の現状	所有形態	単独・共有・区分所有・その他（ ）	直通階段	屋内（ 本） 屋外（ 本）
建築年月日		年 月 日	建物内の事業所数		
階層		地上 階、 地下 階	防災センター	有・無	
全体の用途			統括防火管理	該当の有無	有・無
建物全体の面積		m ²		協議会の有無	有・無
建物全体の収容人員		名	防火管理業務の一部委託		有・無
建物構造		耐火・準耐火・防火・木造			
事業所の使用状況		使用年月日	年 月 日	事業所の収容人員	名（内・従業員 名）
	事業所の床面積	m ²	当該事業所と建物所有者との関係（貸借形態）	賃借・転借・単独・共有・区分所有（その他）	
	事業所の使用階数	階			
	事業所の用途		防火管理一部委託状況	有・無	
危険物施設の状況	危険物施設等の区分・場所		建築設備の状況	非常用エレベーター	該・否 設置数（ ）
	品名			その他のエレベーター	該・否 設置数（ ）
	届出・許可	有・無		エスカレーター	該・否 設置数（ ）
消防用設備等の設置状況	消火器		警報設備	自動火災報知設備	該・否
	屋内消火栓設備	該・否		放送設備	該・否
	粉末消火設備	該・否		ガス漏れ火災警報	該・否
	スプリンクラー設備	該・否	避難設備	避難階段	該・否
	泡消火設備	該・否		その他の避難階段	該・否
	不活性ガス設備	該・否	消火活動上必要な設備	排煙設備	該・否
		連結送水管	該・否		

自衛消防組織の編成表（例）



◎ 合同自衛消防隊（地区隊）

- ① 同一の階の小規模な事業所が協議し、合同で自衛消防の組織を編成する。
- ② 地区隊長は、事業所の規模（面積、人員等）の大きな事業所の防火・防災管理者とする。
- ③ 隊員数は、各事業所の従業員数を勘案して指定する。

合同地区隊の編成（例）

	事業所名	防火管理者	従業員数	ブロック隊員数
地下1階 合同自衛消防隊			人	人
			人	人
			人	人
			人	人

※ ○○支店の支店長を地区隊長とする。

※ 自衛消防組織の任務

※ 1 本部隊の任務

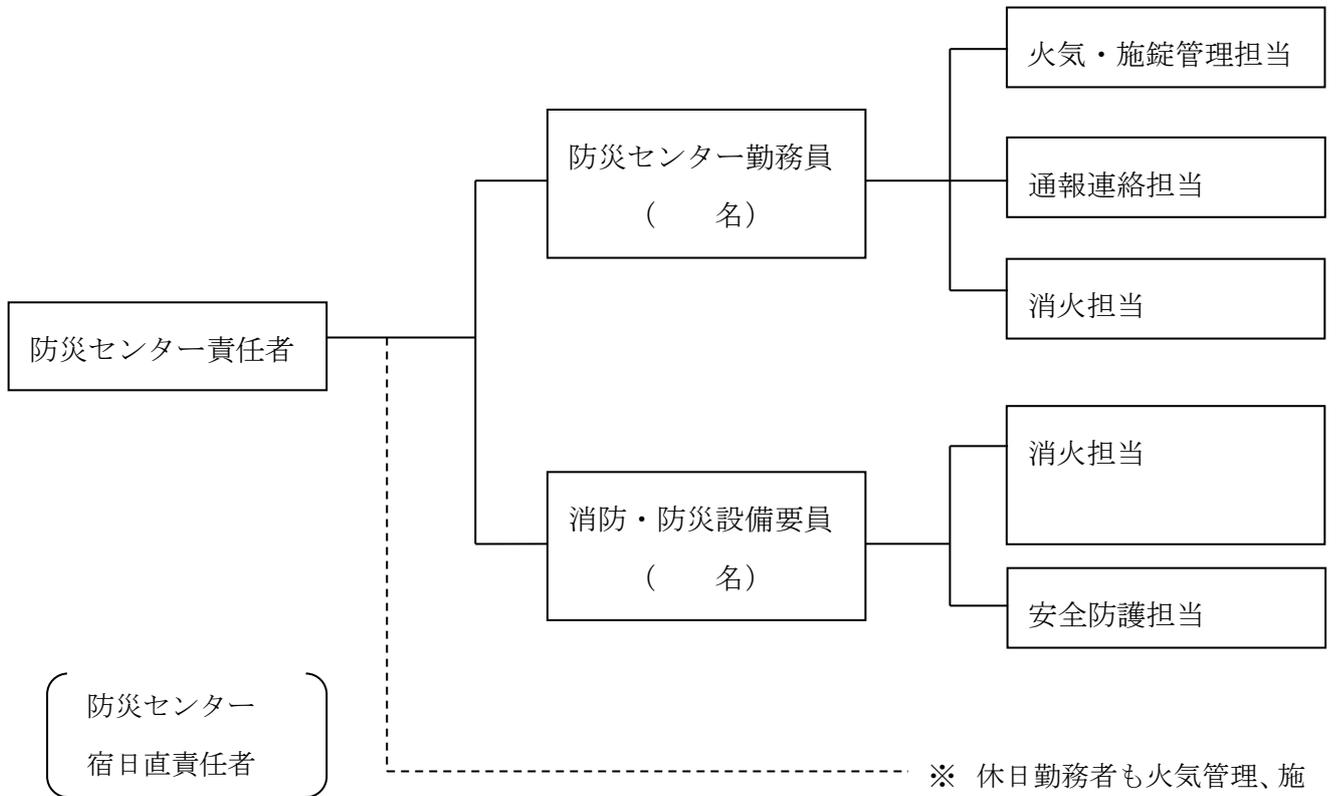
班	災害発生時の任務	警戒宣言等が発令された場合の組織編成	警戒宣言等が発令された場合の任務
指揮班 ・ 通報連絡班	<ol style="list-style-type: none"> 1 自衛消防活動の指揮統制、状況の把握、情報内容の記録 2 消防機関への情報や資料の提供、広島市消防局との連絡 3 関係機関や関係者への連絡 4 消防用設備等の操作運用 5 避難状況の把握及び避難の指示 6 地区隊への指示 7 その他必要な事項 	<p>通報連絡（情報）班は、情報収集担当として編成する。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関等により警戒宣言等の発令に関する情報を収集し、自衛消防隊長に連絡する。 2 周辺地域の状況を把握する。 3 放送設備等により従業員等に対する情報の周知を図る。 4 非常物品等の確認をする。 5 地下街残留者の調整をする。 6 その他
初期消火班	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火場所に直行し、消火器、屋内消火栓等による消火作業に従事 2 地区隊が行う消火作業への指揮指導 3 消防隊との連携及び補佐 	<p>初期消火班は、点検措置担当班として編成する。</p>	<p>防火・避難施設、電気、ガス、エレベーター、消防用設備等、危険物点検及び保安の措置を講じる。</p>
避難誘導班	<ol style="list-style-type: none"> 1 出火場所に直行し、避難開始の指示命令の伝達 2 非常口の開放及び解放の確認 3 避難上障害となる物品等の除去 4 未避難者、要救助者の確認及び本部への報告 5 ロープ等による警戒区域の設定 	<p>避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。</p>	<p>混乱防止を主眼として、顧客及び通行人等の案内及び誘導を行う。</p>
安全防護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 火災発生地区へ直行し、防火シャッター、防火戸、防火ダンパー等の閉鎖 2 非常電源の確保、ボイラー等危険物施設の運転停止 3 エレベーター、エスカレーターの非常時の措置 	<p>安全防護班は、点検措置担当として編成する。</p>	<p>上記の初期消火班の任務と同様とする。</p>
応急救護班	<ol style="list-style-type: none"> 1 応急救護所の設置 2 負傷者の応急措置 3 救急隊との連携、情報の提供 	<p>応急救護班は、情報収集担当として編成する。</p>	<p>上記の通報連絡（情報）班の任務と同様のほか、救出資器材等を確認する。</p>

2 地区隊の任務

班	災害発生時の任務	警戒宣言等が発令された場合の組織編成	警戒宣言等が発令された場合の任務
指揮班・通報連絡班	防災センター等への通報	通報連絡（情報）班は、情報収集担当として編成する。	テレビ、ラジオ等により情報を収集する。
初期消火班	消火器等による初期消火及び本部隊初期消火班の誘導	初期消火班は、点検措置担当班として編成する。	担当区域の転倒、落下防止措置を講じる。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導	避難誘導班は、平常時と同様の編成とする。	本部の指揮により、避難誘導を行う。
安全防護班	水損防止、電気、ガス等の安全措置及び防火戸、防火シャッターの操作	安全防護班は、点検措置担当として編成する。	上記の初期消火班の任務に同じ。
応急救護班	負傷者に対する応急措置	応急救護班は、情報収集担当として編成する。	危険箇所の補強、整備を行う。

休日・夜間等の防火管理体制（例）

休日・夜間の指揮体制



※ 休日勤務者も火気管理、施錠管理及び自衛消防活動を行うものとする。

※ 夜間の残業者も火気管理、施錠管理及び自衛消防活動を行うものとする。

自衛消防活動等装備品リスト（例）

任務別	品 名			
	用意すべき資器材	○×	用意が推奨される資器材	○×
指 揮	消防計画		携帯用拡声器	
	建築図面（平面・配管・電気設備）		指揮本部用の資器材及び標識	
	名簿（従業員・宿泊者・入院者等）		照明器具（懐中電灯・投光器等）	
			情報伝達機器（トランシーバー等）	
通報連絡	非常通報連絡先一覧		携帯用拡声器	
			情報伝達機器（トランシーバー等）	
初期消火	防火衣		▲可搬消防ポンプ	
	消火器具		破壊器具（とび口等）	
			防水シート	
避難誘導	マスターキー		ロープ	
	名簿（従業員・宿泊者・入院者等）		誘導の標識（案内旗等）	
	携帯用拡声器		切断器具（ドアチェーン等切断用）	
	照明器具（懐中電灯など）			
安全防護	キー、手動ハンドル（防火シャッター、エレベーター、非常ドア等）		エンジンカッター	
	救助器具（ロープ、バール、ジャッキ等）		油圧式救助器具セット	
	建物図面（平面、配管、電気設備等）			
応急救護	応急医薬品		応急救護所設置資器材（テント、ベッド等）	
	担架		傷病者記録用紙	
			車椅子	
			A E D	
その他	非常用搬出品リスト（契約書類、台帳、P C、電子記録等）			
	災害用活動服、ヘルメット、運動靴、手袋、警笛		携帯発電機	

※資器材は、持ち出しやすい場所に備蓄・保管する。

※備蓄・保管施設に損傷等のおそれがある場合は、分散する。

※食糧（缶詰・乾パン等）：必要日数 × 必要人数分

※飲料水（目安：1日／3リットル）：必要日数 × 必要人数分

自衛消防訓練実施結果記録書（例）

実施日時	年 月 日 時 分 から 時 分まで				
実施場所					
実施範囲	全体 ・ 部分（ 棟 階）				
訓練想定（該当する□に✓をし、具体的な内容を記入する。）	<input type="checkbox"/> 火災 ・ <input type="checkbox"/> 地震 ・ その他の災害（ ） 具体的な内容：				
訓練項目等（該当する□に✓をし、参加人員を記入する。）	<input type="checkbox"/> 総合訓練			名	
	個別訓練	<input type="checkbox"/> 消火訓練	名	<input type="checkbox"/> 通報訓練	名
		<input type="checkbox"/> 避難訓練	名		
		<input type="checkbox"/> その他（ ）			名
訓練参加者内訳	従業員 ・ 居住者等（ 全員 ・ 一部 ） 名 （うちパート・アルバイト 名） 参加者内訳： 自衛消防隊員 名 本部隊員 名（うち防災センター要員 名） 地区隊員 名				
訓練指導者	職	氏名			
結果への意見	全体の評価				
	推奨事項				
	反省点				
記録作成者	職	氏名			

備考 1 総合訓練とは、火災の覚知又は、発見から消防隊到着までの初期消火、通報連絡、避難誘導、消防隊への情報提供など一連の自衛消防活動に係る訓練をいう。

2 訓練の事前計画や実施記録等を別に作成した場合は、添付しておくこと。